



# 茨城県報

第 6 0 4 号

平成 6 年 11 月 28 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●字の区域の一部変更 (2件) (地方課) .....	1
●青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) .....	4
●指定老人訪問看護事業者の指定 (成人病対策課) .....	5
●第二種大規模小売店舗に関する公示 (3件) (商業振興課) .....	5
●茨城県農業改良資金貸付規程の一部改正 (農業経済課) .....	6
●茨城県農業改良資金貸付基準の一部改正 ( " ) .....	9
●土地改良区の設立の適当決定 (農地管理課) .....	11
●道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) .....	11
●道路の供用の開始 (3件) ( " ) .....	13
●県道路線廃止に関する告示 ( " ) .....	14

### 公 告

●第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況 (商業振興課) .....	14
●県営土地改良事業計画の変更 (2件) (農地管理課) .....	15
●県営土地改良事業計画 ( " ) .....	15
●開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	16

## 告 示

### 茨城県告示第 1 2 6 6 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 6 0 条第 1 項の規定により七会村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

### 変 更 調 書

大字塩子字富岡に変更する区域

大字塩子字平 2 2 3 3 の 2, 2 2 3 6, 2 2 3 6 の 1, 2 2 3 7 から 2 2 3 9 まで, 2 2 3 6 の 2, 2 2 4 0, 2 2 4 1, 2 2 4 2, 2 2 4 3 から 2 2 4 5 まで, 2 3 0 5 の 1 の一部, 2 3 0 5 の 2, 2 3 0 5 の 3, 2 3 0 7 の 1 の一部, 2 3 0 7 の 2 の一部, 2 3 0 8 の一部, 2 3 0 9 から 2 3 1 5 まで, 2 3 1 6 の 1, 2 3 1 7, 2 3 1 8 の 1, 2 3 1 9 の 1, 2 3 2 1 から 2 3 2 3 まで, 2 3 2 4 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 茨城県告示第 1 2 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により瓜連町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 変 更 調 書

大字静字東長堀に変更する区域

大字下大賀字屋左市 1 3 2 2 の一部、1 3 2 4 の一部、1 3 2 6 の 1 の一部、1 3 2 9 の一部、1 3 3 0 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字静字北高野に変更する区域

大字瓜連字北高野 5 0 の 1 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

並びに 5 0 の 5、5 1 の 4 に隣接する道路である国有地の全部

大字下大賀字長堀に変更する区域

大字静字東長堀 5 2 5 の 1 の一部

大字下大賀字柳沢 1 3 2 1

同 字屋左市 1 3 2 2 の一部、1 3 2 3、1 3 2 4 の一部

同 字廣内 1 3 9 0 の一部

同 字天神森 1 4 6 8 の 3 の一部、1 4 7 6 の一部、1 4 7 7 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字下大賀字一本木に変更する区域

大字下大賀字廣内 1 4 2 0 の一部、1 4 2 2 の一部

同 字下廣内 1 3 5 8 の一部、1 3 5 9 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字下大賀字廣内に変更する区域

大字静字東長堀 5 2 4 の一部、5 2 5 の 1 の一部、5 2 6 の 1 の一部

大字下大賀字屋左市 1 3 2 4 の一部、1 3 2 5、1 3 2 6 の 1 の一部、1 3 2 6 の 2、1 3 2 7、1 3 2 9 の一部、1 3 3 0 の一部

同 字長堀 1 4 2 6 の一部、1 4 3 1 の一部、1 4 3 5 の一部、1 4 3 6 の一部、1 4 3 7 の 2、1 4 4 6 の 2、1 4 4 7 の 2、1 4 5 1 の 3、1 4 6 0 の一部

同 字一本木 1 3 3 1、1 3 3 2 の一部、1 3 3 3 の一部、1 3 3 5 から 1 3 3 7 までの各一部、1 3 3 9 の一部

同 字下廣内 1 3 5 8 の一部、1 3 5 9 の一部、1 3 6 0、1 3 6 1、1 3 6 2 の一部、1 3 6 5 の 1 の一部、1 3 6 5 の 3 の一部、1 3 6 8、1 3 6 9、1 3 7 0 の 1 の一部、1 3 7 2 の一部、1 3 7 3 の 1、1 3 7 3 の 2、1 3 7 4、1 3 7 5 の一部、1 3 7 7 の 1 の一部、1 3 7 8 の 1 の一部、1 3 7 8 の 2 の一部、1 3 7 9 から 1 3 8 1 まで、1 3 8 2 の 1、1 3 8 2 の 2

同 字天神森 1 3 8 3 の 1 の一部、1 3 8 3 の 2、1 4 6 8 の 3 の一部、1 4 7 1 の一部、1 4 7 2 の一部、1 4 7 3、1 4 7 5、1 4 7 6 の一部、1 4 7 7 の一部、1 4 7 8、1 4 7 9、1 4 8 0

の2の一部, 1481, 1484の1の一部, 1485の1の一部

同 字江畑 1840の1, 1840の2, 1841の1, 1841の2, 1842の1の一部, 1842の2, 1843の一部, 1850の1の一部, 1850の2の一部

大字下大賀字下江畑 1839の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字下大賀字天神森に変更する区域

大字下大賀字廣内 1385の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字下大賀字江畑に変更する区域

大字下大賀字下廣内 1356の1, 1356の2, 1357の1, 1357の2, 1358の一部, 1362の一部, 1363の1, 1363の2, 1365の1の一部, 1365の2, 1365の3の一部, 1370の1の一部, 1370の2, 1371の1, 1371の2, 1372の一部, 1375の一部, 1376の1, 1376の2, 1377の1の一部, 1377の2, 1378の1の一部, 1378の2の一部

同 字下江畑 1827の一部, 1829の一部, 1830の一部, 1837の一部

同 字伊与主 1891の一部, 1893から1896までの各一部, 1898の一部, 1900の一部, 1903の一部, 1904の一部, 1906の一部, 1907の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字下大賀字伊与主に変更する区域

大字下大賀字江畑 1855から1859までの各一部, 1861の1の一部, 1862の一部, 1865の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

並びに1866, 1869に隣接する道路である国有地の全部

大字下大賀字観音森に変更する区域

大字下大賀字馬場先 1518の2, 1519の2, 1521の5

大字下大賀字静賀に変更する区域

大字下大賀字静家 1511, 1512

同 字下江畑 1824から1826まで, 1827の一部, 1829の一部, 1830の一部, 1832から1834まで, 1835の1, 1835の2, 1836, 1837の一部, 1838, 1839の一部

同 字江畑 1843の一部

同 字上静家 1799から1801まで, 1803から1815まで, 1817, 1821から1823まで

同 字伊与主 1907の一部, 1910の一部, 1912の一部, 1913の一部

同 字江向 1744の43の一部

同 字中静家 1773から1775までの各一部, 1776, 1777の一部, 1778の一部, 1779から1783まで, 1784の一部, 1785の一部, 1787の一部, 1791の一部, 1792, 1793の2, 1794の一部, 1795の一部, 1796から1798まで

大字下大賀字下静家 1709の一部, 1710の一部, 1711, 1712, 1713の一部, 1714の一部, 1715から1720まで, 1722, 1723, 1724から1728までの各一部, 17

## 30の一部

同 字富士免 1701の一部, 1702の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字下大賀字富士免に変更する区域

大字下大賀字下静家 1709の一部, 1713の一部, 1714の一部

同 字中静家 1777の一部, 1778の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

並びに同字下静家1718に隣接する道路である国有地の一部

大字下大賀字北高野に変更する区域

大字下大賀字下静家 1710の一部, 1730の一部, 1731の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字下大賀字江向に変更する区域

大字下大賀字伊与主 1907の一部, 1908の一部, 1909, 1910の一部, 1912の一部, 1913の一部

同 字中静家 1771, 1772, 1773から1775までの各一部, 1784の一部, 1785の一部, 1786, 1787の一部, 1790, 1791の一部, 1794の一部, 1795の一部

大字下大賀字下静家 1724から1728までの各一部, 1729, 1730の一部, 1731の一部, 1732の1, 1732の2, 1733, 1735から1743まで

大字静字北高野 208の1の一部, 210の一部, 212の一部, 214の一部, 215から222まで

大字瓜連字北高野 50の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

## 茨城県告示第1268号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により, 青少年に有害な興行として, 次のものを指定する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
801	映 画	痴 漢 電 車 い た づ ら 現 行 犯	新 東 宝 映 画
802	〃	O N A N I 狂 い 指 先 に 雫	大 蔵 映 画
803	〃	女 課 長 の 生 下 着 あ な た を 絞 り た い	新 日 本 映 像
804	〃	痴 漢 電 車 長 襦 袢 を 狙 え	新 日 本 映 像
805	〃	< 新 日 本 映 像 ニ ュ ー ス > 痴 漢 電 車 長 襦 袢 を 狙 え	新 日 本 映 像
806	〃	エ レ ベ ー タ ー 暴 行 魔	新 日 本 映 像
807	〃	< 新 日 本 映 像 ニ ュ ー ス > エ レ ベ ー タ ー 暴 行 魔	新 日 本 映 像
808	〃	O L 下 半 身 白 書	大 蔵 映 画
809	〃	好 色 温 泉 芸 者 秘 湯 覗 き	大 蔵 映 画
810	〃	猥 褻 事 件 簿 舌 ざ わ り の 女	大 蔵 映 画
811	〃	本 番 レ ズ 恥 ず か し い 体 位	新 東 宝 映 画

812 " 横浜ナイト百億の獣たち 大蔵映画  
 813 映画 アリアが聞こえる 大蔵映画

茨城県告示第1269号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項の規定により，老人訪問看護事業を行う次の事業所を指定老人訪問看護事業者に指定したので，同法第46条の17の9第1号の規定により告示する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 年 月 日	指定老人訪問看護事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの 名 称 及 び 所 在 地
平成6年11月22日	東 海 村 那珂郡東海村大字舟石川821番地	東海村老人訪問看護ステーション 那珂郡東海村大字舟石川777番地

茨城県告示第1270号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については，調整が行われることがあるので，大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により，公示する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社藤田木材
- 2 建物の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら森山店  
日立市森山町3丁目94-1外

茨城県告示第1271号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については，調整が行われることがあるので，大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により，公示する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称  
豊栄商事有限会社
- 2 建物の名称及び所在地  
白井ビル  
土浦市下高津172

茨城県告示第1272号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、公示する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

有限会社春木屋

2 建物の名称及び所在地

ライフプラザはるきや本館

古河市中央町3丁目5736番外

茨城県告示第1273号

茨城県農業改良資金貸付規程(昭和39年茨城県告示第1150号)の一部を次のように改正する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に、「農業改良普及所長」及び「地区農業改良普及所長」を「地域農業改良普及センター長」に改める。

第2条第1項の表中

<p>4 生産組織育成資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設若しくは機械を購入し、若しくは設置し、又は委託を受けて当該技術により農作業を行うのに必要な資金</p>	<p>5年以内</p>
--	-------------

を

<p>4 生産組織育成資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設若しくは機械を購入し、若しくは設置し、又は委託を受けて当該技術により農作業を行うのに必要な資金</p>	<p>10年以内 (措置期間3年を含む) ただし、機械の購入若しくは設置又は委託を受けて農作業を行う場合は7年以内(措置期間1年を含む。)</p>
--	---

に

改め、同条第3項の表第2号の次に

<p>3 特定地域生活改善資金</p> <p>排水施設その他生活の合理化に資する施設（前号に規定する共同排水施設その他生活の合理化に資する共同利用施設を除く。）であって、農林水産省令で定めるものの設置に要する資金（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農林水産大臣が定める基準に適合するものに係る資金に限る。）</p>	<p>7年以内 （据置期間1年を含む。）</p>
---	------------------------------

を加える。

第3条第2号中「，蚕業技術普及員」を削る。

第5条第3項中「（養蚕に関するものにあつては，産業指導所。以下同じ。）」を削る。

第8条中「事業実施後」を「事業完了後」に、「団体」を「，共同」に改める。

第11条中「法第5条第2項ただし書き」を「法第5条第3項ただし書」に改める。

様式第2号の1(3)及び様式第2号の1(5)中

3年前（平成 年度）		
2年前（平成 年度）		
1年前（平成 年度）		
現 況（平成 年度）		

を

1年前（ 年度）		
現 況（ 年度）		

に

改める。

様式第2号の1(5)の2中

転作率 ⑧ — ③+⑧ ×100	市町村 （集落） の平均 転作率
%	%

を削り，

3 年前 (平成 年度)		
2 年前 (平成 年度)		
1 年前 (平成 年度)		
現 況 (平成 年度)		

を

1 年前 ( 年度)		
現 況 ( 年度)		

に

改める。

様式第 2 号の 1 (12) の 2 中

- ① 稚蚕飼育施設
- ② 壮蚕飼育施設
  - 保温飼育施設
  - 移動式給桑施設
  - 自動条払機
  - 自動収繭毛羽取機
- ③ 蚕病防除施設
- ④ 廃条処理機

を

- (1) 稚蚕飼育施設
- (2) 壮蚕飼育施設
  - ① 自動飼育機体系
    - 保温飼育施設
    - 自動飼育施設
  - ② 移動式給桑体系
    - 保温飼育施設
    - 移動式給桑施設
  - ③ 共 通
    - 自動条払機
    - 自動収繭毛羽取機
    - 送風式暖房機
- (3) 蚕病防除施設
- (4) 廃条処理機

に、

「蚕業指導所」を「地域農業改良普及センター」に、「蚕業指導所長」を「地域農業改良普及センター長」に改める。

様式第 2 号の 3 (3) の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 3 (4) (第 5 条)

事業計画書 (特定地域生活改善資金)

1 総括表

利用戸数	管理責任者名	利用管理の方法
戸		

(注) 管理については、浄化槽の定期的掃除、放流水の水質管理等とする。

2 個別事業計画

(1) 個別農家の概要



申請代表者の氏名		世帯主と続柄		家族員	
経営の概況					

(注) 経営の概況は、基幹的な経営部門の耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額等のほか、当該経営の農業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

(2) 個別農家の事業計画

事業の種目	(該当事項を○で囲む) 排水施設 排し健康処理施設 健康処理施設 施設	施行予定	着工	年	月	日	
			竣工	年	月	日	
改善を必要とする理由		工事費 (設備費を含む。)					千円
工事内容			(合計)				

(注) 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

(3) 個別農家の資金計画

(単位：千円)

総事業費	資金調達方法			備考
	農業改良資金	自己資金	その他	

(注) 1 「その他」には、農業改良資金以外の借入金等を記入すること。

2 「備考」には、過去における住宅金融公庫資金の借入れの有無等を記入すること。

3 意見

機関名	貸付けの要否	その理由
地域農業改良普及センター		地域農業改良普及センター長 印

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示の施行前にこの告示による改正前の茨城県農業改良資金貸付規程に基づき貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

茨城県告示第1274号

昭和60年9月13日付け茨城県告示第1296号で告示した茨城県農業改良資金貸付基準の一部を次のように改正する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 生産方式改善資金の表第4項中「140,000円」を「147,000円」に、「33,000円」を「47,000円」に改め、同表第7項中「107,000円」を「138,000円」に改め、同表第9項中「660,000円」を「786,000円」に改め、同表第9の2項中「2,585,000円」を「3,371,000円」に改め、同表第10項中「148,000円」を「157,000円」に、

「 ア (1) の経費の場合  
 にあつては、搾乳の  
 用に供されている乳  
 牛30頭につき  
 6,985,000 円  
 」

を

「 ア (1) の経費の場合  
 にあつては、搾乳の  
 用に供されている乳  
 牛60頭につき  
 10,533,000円  
 (生乳の品質の向上  
 を図る場合にあつて  
 は、搾乳の用に供さ  
 れている乳牛40頭に  
 つき5,790,000 円)  
 」

に、

「7, 5 1 9, 0 0 0円」を「8, 0 5 5, 0 0 0円」に、「3, 8 7 2, 0 0 0円」を「4, 4 0 6, 0 0 0円」  
 に改め、同表第11項中「5, 0 9 8, 0 0 0円」を「6, 6 1 8, 0 0 0円」に改める。

第3 農家生活改善資金の表に次のように加える。

3 特定地域生活 改善資金	1 排水施設の設 置に要する資材	農業に従事し ている者であ り、かつ、そ の者の属する 世帯の農業所 得が当該世帯 の総所得に対 し相当高い割 合を占めてい る者であつて、 本資金の貸付 けを受けるこ とによってそ の生活を改善 する見込みが あると認めら れる者	900,000円	同 上	同 上
	2 し尿浄化施設 の設置に要する 資材	同 上	800,000円	同 上	同 上
	3 健康管理施設 の設置に要する 資材	同 上	1,000,000円	同 上	同 上

第4 青年農業者等育成確保資金の表第3項中「12,000,000円」を「18,000,000円」に、「9,000,000円」を「13,000,000円」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の茨城県農業改良資金貸付基準の規定に基づき貸し付けられた資金についてはなお従前の例による。



茨城県告示第1275号

多賀郡十王町大字友部190番地1戸井田清ほか23名から認可申請のあった山部後谷土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
 山部後谷土地改良区定款の写し  
 山部後谷地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
 平成6年11月29日から平成6年12月27日まで
- 3 縦覧の場所  
 十王町役場

茨城県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
牛久市久野町964 番地先から	旧	最大 19.0 最小 6.2	650	
牛久市久野町934 番地先まで	新	最大 27.0 最小 10.6	650	現道拡巾

茨城県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 境間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
猿島郡境町大字塚崎字西原527 番1地先から 猿島郡総和町大字久能字向原849 番2地先まで	旧	最大 8.0	1,120	移 管
		最小 4.5		
猿島郡総和町大字高野字十文字849 番5地先から 猿島郡境町大字横塚字西原527 番2地先まで		最大 12.0	156	移 管
		最小 11.5		
猿島郡総和町大字高野字十文字908 番4地先から 猿島郡総和町大字久能字向原850 番1地先まで		最大 35.0	1,525	
		最小 18.0		
猿島郡総和町大字高野字十文字908 番4地先から 猿島郡総和町大字久能字向原850 番1地先まで	新	最大 35.0	1,525	
		最小 18.0		

## 茨城県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寺原停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
取手市寺田5251番6から	旧	最大 5.2	120	
		最小 3.6		
取手市寺田5249番1まで	新	最大 21.0	120	現道拡巾
		最小 11.0		

## 茨城県告示第1279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
岩井市大字岩井字本町東側3305番1地先から	旧	最大 12.0 最小 9.4	500	
岩井市大字岩井字新町東側4460番17地先まで	新	最大 17.0 最小 16.0	500	現道拡巾

茨城県告示第1280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 岩井市大字岩井字本町東側3305番1地先から  
岩井市大字岩井字仲町4445番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成6年11月28日

茨城県告示第1281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 立崎羽根野線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市南が丘1丁目295番1地先から  
竜ヶ崎市羽黒町字大日村208番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成6年11月28日

茨城県告示第1282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡茎崎町大字上岩崎字永作1800番1地先から  
稲敷郡茎崎町大字上岩崎字日枝東1140番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成6年11月28日

茨城県告示第 1 2 8 3 号

県道路線廃止に関する告示

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成 6 年 1 1 月 2 8 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地	備 考
		終 点		
1 9 2	河原子多賀線	日立市河原子町		
		日立市千石町		
3 4 1	常陸小田停車場線	つくば市大字小田		
		つくば市大字小田		
3 4 2	常陸北条停車場線	つくば市大字北条		
		つくば市大字北条		

公 告

◎第 2 種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成 6 年度第 2 四半期において出店調整処理手続が終了した期間別件数と、第 2 四半期末日における出店調整処理状況は下表のとおりです。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

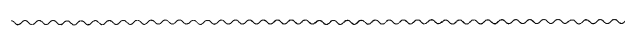
茨城県知事 橋 本 昌

表 1 第 2 四半期(7 月から 9 月)内に第 2 種大規模小売店舗に係る出店調整処理手続が終了した案件の出店調整処理期間別件数

法 3 条等届出日から 3 カ月以内	法 3 条等届出日から 6 カ月以内	法 3 条等届出日から 9 カ月以内	法 3 条等届出日から 12 カ月以内	合 計
4 件	4 件	5 件	1 件	1 4 件

表 1 第 2 四半期末日(9 月 3 0 日)現在の第 2 種大規模小売店舗に係る出店調整処理状況について

法 3 条等届出日 から 地元説明終了日 A	法 5 条等届出日 A と B の間	法 5 条等届出日 から 大店審意見 聴取終了日 B	意見集約中 C	大店審審議中 D	合 計
1 0 件	4 件	1 件	0 件	1 件	1 6 件



●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営木崎地区土地改良事業(農免道路)計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営木崎地区土地改良事業(農免道路)

変更計画書写し

2 縦覧期間

平成 6 年 1 1 月 2 9 日から平成 6 年 1 2 月 2 7 日まで

3 縦覧の場所

那珂町役場



土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営稲敷地区土地改良事業(広域営農団地農道整備)計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営稲敷地区土地改良事業(広域営農団地農道整備)

変更計画書写し

2 縦覧期間

平成 6 年 1 1 月 2 9 日から平成 6 年 1 2 月 2 7 日まで

3 縦覧の場所

阿見町役場

美浦村役場

新利根村役場

江戸崎町役場

桜川村役場

東村役場

竜ヶ崎市役所

牛久市役所



●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営花島地区土地改良事業(施設更新事業)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類  
県営花島地区土地改良事業（施設更新事業）  
計画書写し

2 縦覧期間  
平成6年11月29日から平成6年12月27日まで

3 縦覧の場所  
水海道市役所  
岩井市役所

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鉾田町大字串挽字津しか沢1827番1から同番3まで、1828番2、同番4から同番6まで、字堀ノ内2126番1、同番4、同番5

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鉾田町大字鉾田1444番地1

鉾田町長 小 室 光

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は線下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)